

光市記者発表資料

平成29年6月26日

件名

設備投資促進資金の創設について

内容

このことについて、「光市小口融資保証制度」に「設備投資促進資金」を創設し、事業拡大に資する積極的な設備投資を行う市内小規模事業所を支援します。

概要については、下記のとおりです。

記

- 1 名称：設備投資促進資金
- 2 融資対象：固定資産税の対象となる償却資産を新たに取得し、市内に設置（配備）する設備投資。
- 3 融資利率：1.3%
- 4 融資限度額：2,000万円
- 5 融資期間：15年以内
5年を超える場合は、融資に係る取得対象設備のうち主たるものの耐用年数期間が融資期間の上限。
- 6 保証料：全額市補助
- 7 申込資格：
中小企業信用保険法施行令に規定する「特定事業」を行うもの
常時使用する従業員が20人(商業又はサービス業にあっては、5人)
以下、その業種ごとに政令第1条の2で定める数以下のもの
市内在住者であって、1年以上の営業実績があるもの
市税を完納しているもの
事業計画が妥当であり、融資金の償還能力があると認められるもの
- 8 保証人：原則として法人の代表者以外は不要
- 9 担保：原則として不要
- 10 施行日：平成29年7月1日

問合せ

担当課：商工観光課 商工労政係
担当者：益田 圭一、井口 大輔 電話 0833-72-1519

光市中小企業融資制度のご案内

平成29年7月1日改定

区分 資金名	融資の対象	資金使 途	融 資 限度額 (千円)	融 資 利率 (年%)	保証料 率	保証 料の 市補 給額	融資期間 ()内は 据置期間	保証人	担 保	備 考	
小口融資	長期資金 (1号資金)	市内在住者で1年以上営業実績があり、信用保険法施行令の特定事業を営む小規模企業者	10,000	1.9	保証協会の定める率	全額	5年以内	法人の代表者以外は不要	必要により徴求		
	短期資金 (2号資金)	1号資金の対象要件に加え、1号資金を3分の1以上返済している小規模企業者	3,300				1年以内				
	設備投資促進資金 (3号資金)	市内で事業を営み、市内で設備投資を新たに実施する小規模企業者	20,000	1.3			15年以内				融資期間が5年を超える場合、対象設備の法定耐用年数が上限。
	創業資金 (4号資金)	直ちに新たな事業を開始(新会社の設立を含む)する者又は事業を開始し5年未満の者。 ・市内で事業を営む20歳以上のもの ・指定金融機関等から推薦を受けられる者 ・創業に要する資金の5分の1以上の自己資金を有する者	10,000 ただし、特定創業支援事業を受けたものは15,000	基準利率1.8 特定創業支援事業を受けた者 0.5% 県外からの移住者 0.5% 女性による創業 0.1% と、と 併用可			7年以内 (6月)				
不況対策特別融資	市内在住者であって、引き続き1年以上の営業実績があり、信用保険法に規定する「特定事業」を行う中小企業者で、売上減少等により事業活動に著しく支障をきたしている者	運転・設備	10,000	1.8	保証協会の定める率	全額	5年以内 (6月)				
振興資金融資	長期資金	市内在住者であって、1年以上営業実績のある中小企業者	運転・設備	10,000	2.0	無	無	7年以内 (6月)		保証料については、保証付きの場合のみ必要(保証協会の定める率)	

借入申込に必要な添付書類

各融資制度における申込書（小口融資申込書、中小企業不況対策特別融資申込書、中小企業振興資金融資申込書）

信用保証申込書（振興資金は除く）

市税完納証明書（法人は、法人と代表者個人の完納証明書）

印鑑証明書

決算書もしくは確定申告書の写し（3期分）

保証人調書

同意書（信用保証料の返戻金を市が受領することに対する同意書）

創業資金融資推薦書（小口融資4号資金のみ）

法人で申し込む場合

会社の登記事項証明書と定款（写しで可）

許可を必要とする業種の場合

営業許可書（写しで可）

設備資金での申し込みの場合

設備の見積書

* その他必要に応じて関係書類を提出していただくことがあります。

融資制度のお申込先

小口融資・不況対策融資

市内各金融機関（ゆうちょ銀行、農協、漁協を除く）

光商工会議所、大和商工会、光市商工観光課

振興資金融資

市内各金融機関（ゆうちょ銀行、農協、漁協を除く）

各融資制度のお問合せ先

光商工会議所 TEL 0833(71)0650

大和商工会 TEL 0820(48)2705

光市商工観光課 TEL 0833(72)1519